行動規範について

資料9

国土交通省 観光庁

○　政府の有識者会議（※）において、委員から「分野別協議会が、受入れ機関等の構成員へのチェック機能を適切に果たせるように機能強化を図るべき」との意見が出されたことを受け、各分野協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求めることとされた。

※：特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

○　これを受け、各分野別協議会では特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を策定する予定。また、各分野別協議会においては、特定技能所属機関及び育成就労実施者に対し、行動規範を遵守する旨の誓約書の提出を義務付ける予定。

行動規範の主な内容（案）

- 出入国管理法令や労働関係法令等の遵守、人権尊重、適正な労働環境の確保
- 生産性向上や国内人材確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む）の推進
- 宿泊業の健全な発展や地域における共生社会の実現への貢献
- 法令や社会生活上のルール等の遵守に向けた指導、相談対応及び助言の実施
- 差別的な取扱いやハラスメントがない就労環境の確保
- 特定技能外国人及び育成就労外国人の適切なキャリアアップへの支援